

## 三豊市農業委員会 4 月定例総会議事録

令和 2 年 4 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 4 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 2 名（農業委員 2 2 名）  
欠席者 2 名

#### 【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	細川 耕助	○	3 番	岡根 譲	○
4 番	松岡 幸信	○	5 番	黒木 昭則	○	6 番	石井 徳和	○
7 番	貞廣 駿	○	8 番	石井 宏昭	○	9 番	橋川 義信	○
1 0 番	白川 智樹	○	1 1 番	大西 弘	○	1 2 番	片山 雅夫	○
1 3 番	新延 健	ー	1 4 番	田所 上奉	○	1 5 番	三好 康芳	○
1 6 番	田井 三代子	○	1 7 番	金子 芳巳	ー	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	西山 正一	○	2 0 番	大崎 正義	○	2 1 番	森 尚行	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	正田 茂義	○	2 4 番	吉田 由紀	○

### 2. 署名委員

1 0 番 白川 智樹  
1 9 番 西山 正一

### 3. 傍聴人

な し

### 4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚  
事務局 次長 磯崎 早記  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

### 5. 書 記

主 任 赤松 琴美

### 6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)  
議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について  
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について  
議案第 7 号 競売買受適格証明願いの件について  
議案第 8 号 農地改良に係る届出の件について  
議案第 9 号 非農地通知の件について  
議案第 1 0 号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。  
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会4月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長 みなさん、こんにちは。令和2年度が始まりまして、最初の総会でございます。みなさんもお承知のとおり、世界中が新型コロナウイルス感染症の渦に巻き込まれており、まだ続くような状況であります。一日も早い収束を願って、じっとしてすごしております。香川県でも緊急事態措置が出されており、在宅勤務や時差出勤などの対応で3密を避けるということをしております。人が動かないと経済も停滞してしまう。不況が迫ってくる気配を感じております。職種によっては職を失ってしまうこともあり、生活が成り立たなくなる方もおいでだと思います。とにかく今は我慢してこの災厄が過ぎ去るのを待つのみです。  
そんな中での定例総会でございます。これから2年目にはいるということで、農地転用や耕作放棄地の問題にひとりひとりが係ることになります。ひとつから解決に動いていただきたいと思っております。本日も案件が相当数あるようですけれども、皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、13番 新延 健 委員と17番 金子 芳巳 委員よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

香川県知事より新型コロナウイルス感染収束に向けた緊急事態措置をとるよう通知を受けております。入室前の手指の消毒やマスクの着用、座席の配置を一部変更しております。また、換気のため窓を開放しております。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。今月についても推進委員さんの出席については見合わせて頂いておりますので念のため申し添えます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願ひいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会4月定例総会を開会いたします。  
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは10番 白川 智樹 委員、19番 西山 正一 委員のご両名にお願ひいたします。  
本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。  
1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

2番 今回より議案が新しい様式になったということですが、非常に見づらいです。もう少し見やすく改善していただきたい。

事務局 はい。字を大きくして改善します。

議長 私も字がかなり小さくなったと感じておりました。他にご意見、ご質問はございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号11号の11件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号2号を朗読 〕

以上2件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号2号の2件の報告事項は、異議なしと認めます。

次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

[ 議案第3号 番号1号から番号5号を朗読 ]

以上5件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われましてご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 番号1号について説明します。譲渡人は市外に住み自営業をしておりますので、申請地を処分したいと考えておりましたところ、譲受人と売買の話がまとまりました。現地を確認したところ、農地として利用されており耕作に支障ありません。譲受人は常時農業に従事しており、周辺農地に影響もないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

8番 番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は近隣に住んでおり、譲受人の農地が申請地に隣接しております。譲渡人は農業をしないため譲渡先を探していたところ譲受人と話がまとまりました。譲受人は担い手で、ブドウを中心に水稻や野菜、柑橘も作っています。申請地を整備した後はブドウを植える予定です。周辺農地への影響もないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

10番 番号3号について説明します。申請地は進入路が無く、近隣に住む譲受人が草刈り等で管理していました。今後も譲渡人が耕作する予定はないため、譲受人に譲渡することにしたそうです。譲受人は愛宕柿などの果樹を作っており、申請地にはレモンを植える予定です。現地を確認したところ、農地として管理できており、耕作に支障はありません。ご審議よろしく申し上げます。

14番 番号4号について説明します。譲渡人は主に市外で生活しており農地の管理が十分にできないため、隣地を耕作する譲渡人が借り受けておりました。譲渡人より無償で譲渡したいと申し入れ話がまとまりました。農地は適切に管理できており、周辺農地に影響ありません。ご審議よろしく申し上げます。

21番 番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲受人が借り受けて耕作していました。譲渡人より今後も耕作することがないため譲渡人より譲渡したいと話があり、引き受けることにしました。譲受人は所有農地をすべて耕作しており、周辺農地への影響も問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件につきましては許可することと決定します。

次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第4号 番号1号から番号2号を朗読 ]

以上2件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、番号1号は第2種農地、番号3号はJRの駅より300メートル以内にあるため第3種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号について説明します。JRの線路沿いにあります。申請地は4年ほど前に申請人の配偶者が一時転用の許可を得て、営農型太陽光発電施設を設置しています。その配偶者がお亡くなりになったため名義を申請人に変更していたのですが、業者の手違いから手続きが遅れ、許可期間が終了してしまいました。そのため、再度必要な書類を揃えて新たに申請することになったそうです。現地を確認したところ、営農型発電施設の下にはフキが植えられておりました。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

12番 番号2号について説明します。申請地はJRの駅の踏切を渡ってすぐのところにあります。現在既に駐輪場と駐車場として整備されています。無断転用の解消ということで、駐車場は駅前の業者が借り受ける予定ということです。周辺に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

8番 番号1号について質問します。手違いで遅くなったということですが、再申請で問題ないのでしょうか。

事務局 営農型太陽光発電施設は一時転用ですので、3年が上限です。議案には「再申請」となっておりますが、この申請人としては初めての申請です。当該施設は亡くなった配偶者が一時転用の許可を得て設置しました。

議長 もっと早く、一時転用の期間が終了する前に申請すべきだったけれども、遅れてしまったということですね。

8番 そうなると、番号1号は無断転用だったということになりますね。

7番 太陽光発電施設業者の担当が代わり、名義変更が遅れたため1年期間が空い

てしまったそうです。その間も、発電施設の下では継続してフキの栽培を行っていました。

事務局 担当委員にも確認していただきましたが、一時転用の期限が終了した間も引き続き営農が適切に行われていたということで、申請を受け付けました。

議長 確認したいのですが、無断転用の状態になっていることがわかったのは、県から何か通知があったからですか。それとも市で調べて分かったのでしょうか。

事務局 営農型太陽光発電施設の場合は、年に1回2月頃に営農の状況を報告する必要があります。しかし、当該施設から報告書の提出がなかったため、市の担当職員より通知をしていましたが、なかなか連絡がとれませんでした。香川県も報告がないことは把握していました。

議長 定期報告がなかったことで分かったということですね。他にご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。  
次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第5号 番号1号から番号5号を朗読 ]

以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

16番 番号2号について説明します。譲受人は自営業を営んでおります。会社の敷地の隣に駐車場として借りていたのですが、返すことになったため代替地を探していました。会社の道を挟んで向かい側の農地を所有する譲渡人と話がまとまり、借り受けた旨の申請です。周辺に影響はなく、問題ないと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

18番 番号4号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。両側を道路にはさまれた申請地は高低差のある農地です。現地を確認したところ、草が茂り耕作放棄地となっていました。譲渡人が高齢となり十分管理できないため不動産仲介業者を介して譲渡先を探していました。周辺住民や水利の許可は得ており影響ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号9号の9件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。  
次に進ませていただきます。10ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第6号 番号1号を朗読 ]

以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 無いようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第7号「競売買受適格証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「競売買受適格証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第7号 番号1号を朗読 ]

こちらにつきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、第2種農地になります。本件につきましては香川県の所有する農地について公売を行うということで、農地を取得できない者が買受人になることを未然に防ぐため、入札参加者は買受適格証明を持つ者に限るという取扱いをしております。市農業委員会が買受適格の有無を審査してその意見を決定し、香川県に進達することになっております。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員さんから説明をお願いいたします。

16番 番号1号について説明いたします。香川県の所有する農地を転用目的で入札するにあたり、譲受人より買受適格証明書の申請するものです。駐車場として整備し、関連会社に貸し付ける予定です。申請地の隣に関連会社の倉庫があり、車両回転場所として使用します。水利の許可も得ており、周辺農地への影響ありません。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
では私から質問です。香川県所有の農地ということですが、誰が耕作していたのでしょうか。

事務局 県立高等学校の農業用実習田でした。

議長 高校生が実習に使っていたということですね。いかがでしょうか、他にご質問はございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 無いようですので、議案第7号「競売買受適格証明願いの件について」の案件1件について、お諮りします。

なお、本件の申請者を当該競売における買受適格者とする、並びに、当該買受適格証明を受けた者が買受申出人となり、後日、農地法第5条第1項の申請書が提出された場合、会長が証明書交付時と内容に変更がないと認めた時は、香川県農地関係事務処理要領の規定に基づく事務処理の迅速化のため、その申請については、許可相当の意見を付し香川県知事に進達することを含めてお諮りします。適格者として証明することに、ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「競売買受適格証明願いの件について」の案件1件につきましては、申出人を買受適格者として証明することと決定いたします。

併せまして、議案第7号の「競売買受適格証明者」が買受申出人となり、当該農地に関する、農地法第5条第1項の申請書が提出された場合に、会長が証明書交付時と内容に変更が無いと認めた時は、農地法第5条第1項案件として、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第8号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農地改良に係る届出の件について」の説明をさせていただきます。農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更をし、優良な農地に改良することです。規模や事業内容によって届出が必要となります。

[ 議案第8号 番号1号から番号2号を朗読 ]

以上2件につきましては、良質花崗土で地上げをし、湿田の解消を行いたいということです。なお、農地区分は全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [ なしの声あり ]

議長 無いようでございますので、議案第8号「農地改良に係る届出の件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [ 異議なしの声あり ]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農地改良に係る届出の件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、受理することと決定いたします。

次に進ませていただきます。17ページをお開きください。  
議案第9号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第9号 番号1号から番号3号を朗読 ]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳

からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明いたします。当該地で以前はキウイやみかんなどの果樹を作付けしておりましたが、高齢となり傾斜地での営農が難しくなり耕作しなくなりました。現地を確認したところ進入口もわからないほど山林化していました。畑としての効率的な利用は困難な状態です。非農地は妥当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

10 番 番号2号と番号3号についてまとめて説明いたします。位置図公図をご覧ください。もともとは山林にはさまれた畑地ですが、現在は境界がわからないぐらい樹木が茂り、入ることはできませんでした。農地として復元することは難しく、周辺に影響ありませんので、非農地は妥当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので質疑にうつります。ご質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 無いようでございますので、議案第9号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。18ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の18ページから81ページまでです。管理者から耕作者への貸付は95件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては管理者から香川県農地機構への貸付が20件、香川県農地機構から担い手への転貸が13件、合計128件となっております。

以上、利用権の設定128件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょ

うか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」は128件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後2時45分からといたしますので、よろしく申し上げます。

午後 2時35分休憩

午後 2時45分再開

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[ その他の件の顛末は、次頁のとおり ]

その他の件

1. 令和2年度農林水産課補助事業関係について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)
3. 農地法第3条の規定による許可の取消願について  
 申請人 (譲渡人) A 山本町  
 (譲受人) B 山本町  
 申請地 三豊市山本町財田西字河内川西 508 番 田 743.00 m<sup>2</sup>  
 三豊市山本町財田西字河内川西 513 番 1 田 705.00 m<sup>2</sup>  
 許可を受けた権利の種類 所有権の移転  
 取消理由 譲渡人が耕作のため  
 提出日 令和2年4月6日
4. 令和元年度三豊市農業委員会事業実績について

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

5. その他

(1) 5月定例総会について

日 時 令和2年5月20日(水)午後1時30分  
 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
5月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町:石井徳和	高瀬町:宮崎和代
		山本町:大西 弘	財田町:森 尚行

※新型コロナウイルス感染症の流行拡大状況によって実施できるか判断し連絡します。

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
5月8日(金) 午後7時00分~	地区推進委員会① (高瀬・山本・三野)	危機管理センター2階 201・202会議室
5月11日(月) 午後7時00分~	地区推進委員会② (豊中・詫間・仁尾・財田)	危機管理センター2階 201・202会議室

(4) 配布物

- ・2020年農業委員会活動記録セット
- ・三豊市農業委員会定例総会へ出席する農地利用最適化推進委員の予定表(再)
- ・アグリレディ2019
- ・かがわ農地活用レポート(令和2年3月)

閉 会 【 午後 3時15分 】